

大阪市立総合医療センター競争的研究費等不正使用防止対策基本方針

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センターは、競争的研究費等の原資の大部分は貴重な税金であり、研究活動における不正は社会からの信頼等に反する行為であることから「大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱」第4条第2項に規定する不正使用防止対策基本方針を策定し、競争的研究費等を適正に運営、管理するための取り組みを行います。

1 責任体系の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、不正使用防止に関する責任体系を明確にします。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関するルールの明確化や統一化、職務権限の明確化、運営・管理に関わる者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の整備を行います。

3 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因の把握に努めるとともに、要因に対する不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を実施します。

4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築し、競争的研究費等の適正な運営、管理を行います。

5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される環境を整備します。

6 モニタリングの在り方

競争的研究費等の不正使用、研究活動における不正行為等の不正が起きない、起こさせない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制及び方法を整備します。